第十条　輸出令別表第二の三第二号ヌに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、第八条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のプリフォームとする。

第十一条　輸出令別表第二の三第二号ルに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であって、貨物等省令第八条第九号イからホまでのいずれか及びへに該当するものとする。

第十二条　輸出令別表第二の三第二号ヲに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、音波を利用した装置であって、次のいずれかに該当するもの及びその部分品とする。

一　水中にある物体又は水底に埋もれた物体の探知又は位置の決定ができるもの

二　水底の地形又は水深を測定できるもの

三　船舶の位置を決定できるもの

第十三条　輸出令別表第二の三第二号ワに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　イメージ増強管及びその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　イメージ増強管であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一）　四〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

（二）　電子イメージの増倍機能を有するマイクロチャンネルプレートであって、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が二五マイクロメートル未満のもの

（三）　光電陰極が次のいずれかに該当するもの

1　主材料にマルチアルカリを用いたもの

2　主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いたもの

ロ　特に設計したマイクロチャンネルプレートであって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　一のプレートにつき一五、〇〇〇以上のチャンネルを有するもの

（二）　隣接する二のチャンネルの中心間の距離が二五マイクロメートル未満のもの

二　可視領域又は赤外線領域で動作する直視型のイメージング装置であって、第一号イに該当するイメージ増強管を組み込んだもの

第十四条　輸出令別表第二の三第二号カに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、電子式のカメラであって、貨物等省令第九条第三号ニ（一）２又はホ（二）に該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだものとする。

第十五条　輸出令別表第二の三第二号ヨに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　光学フィルターであって、次のいずれかに該当するもの

イ　二五〇ナノメートルを超える波長の光について使用できるように設計したものであって、多層のコーティングをしたもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　透過させる光の帯域幅が半値全幅で一ナノメートル以下であり、かつ、透過率の最大値が九〇パーセント以上のもの

（二）　透過させる光の帯域幅が半値全幅で〇・一ナノメートル以下であり、かつ、透過率の最大値が五〇パーセント以上のもの

ロ　二五〇ナノメートルを超える波長の光について使用できるように設計したものであって、次の（一）から（四）までの全てに該当するもの

（一）　透過させる光の波長を五〇〇ナノメートル以上変更することができるもの

（二）　透過させる光の瞬時周波数の帯域幅が半値全幅で一・二五ナノメートル以下のもの（三）　〇・一ミリ秒以内に、一ナノメートル以下の精度で透過させる光の波長を再設定できるもの

（四）　透過率の最大値が九一パーセント以上の波長帯の数が一のもの

ハ　遮光スイッチ用のものであって、視野が三〇度以上であり、かつ、応答時間が一ナノ秒以下のもの

二　ふっ化物のファイバーケーブル及びそのための光ファイバーであって、一、〇〇〇ナノメートル超三、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲における光の減衰率が一キロメートル当たり四デシベル未満のもの

第十六条　輸出令別表第二の三第二号タに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　二酸化炭素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

イ　持続波の定格出力が一〇キロワットを超えるもの

ロ　一〇マイクロ秒を超えるパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　平均出力が一〇キロワットを超えるもの

（二）　パルスのピーク出力が一〇〇キロワットを超えるもの

ハ　一〇マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　一パルス当たり五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が二・五キロワットを超えるもの

（二）　平均出力が二・五キロワットを超えるもの

二　半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

イ　単一横モードのパルスを発振するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　平均出力が一〇〇ミリワットを超えるもの

（二）　一、〇五〇ナノメートルを超える波長で使用するように設計したもの

ロ　多重横モードのパルスを発振するように設計した半導体レーザー発振器及び個別の半導体レーザー発振器を集積化した半導体レーザーアレーであって、一、〇五〇ナノメートルを超える波長で使用するように設計したもの

三　ルビーレーザー発振器であって、一パルス当たり二〇ジュールを超えるパルスを発振するもの

四　波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であって、九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ　一ナノ秒以上一マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

1　ウォールプラグ効率が一二パーセントを超えるもののうち、平均出力が一〇ワットを超えるものであって、パルス繰り返し周波数が一キロヘルツを超えて動作するもの

2　平均出力が二〇ワットを超えるもの

（二）　多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

1　ウォールプラグ効率が一八パーセントを超えるもののうち、平均出力が三〇ワットを超えるもの

2　ピーク出力が二〇〇メガワットを超えるもの

3　平均出力が五〇ワットを超えるもの